

公益財団法人 東京連合防火協会

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第53条第2項の規定に基づき、公益財団法人東京連合防火協会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の目的、事業に賛同する東京都内の各地区防火防災協会、災害防止協会等で、別記様式第1号に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得た者を会員とする。

2 前項に規定する会員以外で、この法人の公益事業活動の趣旨に賛同する個人及び法人並びに団体で、別記様式第2号に定める入会申込書を会長に提出し、承認を得た者を会員とする。(い)

第3条 削除 (い)

(理事会への報告)

第4条 会長は、提出された入会申込書の記載事項を確認し、その属性及び承認した理由を付して理事会に報告しなければならない。

(会費)

第5条 入会するときに年会費、以降毎年年会費を納入しなければならない。

2 年会費の額は、第2条第1項に定める会員については理事会で定める金額とし、第2条第2項に定める会員については別記様式第2号の所定の欄に記入した金額とする。

3 毎年度受領した会費に関しては、別記様式第4号に定める受領書を発行することができる。(い)

(機関誌等の配布)

第6条 会員に、この法人が発行する会報及び機関誌を配布する。(い)

(会費の使途)

第7条 会費の使途については、公益事業活動費のほか100分40を上限として法人会計（管理運営費）として使用する。

(除名)

第8条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員とし相応しくないと認められるとき

(2) 正当な理由がなく会費を2年分以上滞納したとき

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第9条 会員はいつでも別記様式第3号に定める退会通知をこの法人に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会員に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年12月7日から施行する。

2 財団法人東京連合防火協会寄附行為第24条の規定に基づく会員は、この規程の施行の際、この法人の会員とみなす。

3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。(い)

別記様式第 1 号

平成 年 月 日

公益財団法人 東京連合防火協会 会長 殿

入会申込書

公益財団法人東京連合防火協会の趣旨に賛同し、会員として入会申し込みをいたします。

なお、会費の使途については、貴下の実施する公益事業活動のほか、100 分の 40 を上限として法人会計(管理運営費)に使用することを承認します。

記

1 入会団体 ()

代表者 ふりがな _____ (印)

氏名 ふりがな _____

住所 ふりがな _____

電話番号 () _____

2 会費

(1) 金額 () 円)

3 納入方法 1年分一括

協会記入欄	入会年月日	
	会員番号	

公益財団法人 東京連合防火協会長 会長 殿

入会申込書 (法人・団体・個人)

公益財団法人東京連合防火協会の趣旨に賛同し、会員として入会申し込みをいたします。

なお、会費の用途については、貴下の実施する公益事業活動のほか、100分の40を上限として法人会計(管理運営費)に使用することを承認します。

記

1 入会者

(事業所)住所 _____

(^{ふりがな}事業所名) _____

(^{ふりがな}氏名(事業所代表者) _____ (印)

電話番号 (_____) _____

- 2 会費 (年額 個人：1口 　　　　　¥10,000円以上)
(団体・法人：1口 　　　　　¥20,000円以上)

(_____) 口申し込みします。

3 納入方法 1年分一括

協会記入欄	入会年月日	
	会員番号	

別記様式第3号

平成 年 月 日

公益財団法人 東京連合防火協会長 会長 殿

社名 _____ 印

退 会 届

平成 年 月 日付で公益財団法人東京連合防火協会会員を退会いたします。

別記様式第4号

会費受領書

殿

平成 年 月 日付で、平成 年度の会費として、下記の会費を受領したことを証明します。

記

円

100-8119
東京都千代田区大手町一丁目3番5号
公益財団法人東京連合防火協会

会長

